

多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン

平成29年度予算額（案）：15億円（新規）

背景

- ・がんは、わが国の死因第一位の疾患であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題。
- ・がん対策の一層の充実を図るため、「がん対策基本法」が制定（H19.4施行）。

（がん専門医療人材養成に係るこれまでの成果）

日本のがん医療で不十分とされている放射線療法、化学療法、緩和医療等に関する専門資格取得に向けた大学院教育コースや臓器横断的な講座の設置等によりがん専門医療人材の育成に一定の成果。

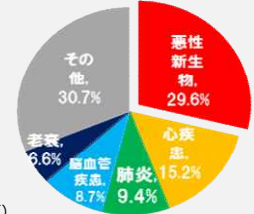
（※基本法に基づき「がん対策推進基本計画」を閣議決定）

【死因別死者数】

がんによる死者数は、第1位

1日に約1,000人が、
がんで亡くなっている。

順位	死因	死者数
1	悪性新生物	381,443人
2	心疾患	195,933人
3	肺炎	120,846人
4	脳血管疾患	111,875人
5	老衰	84,755人
6	その他	395,76人
死者数計		1,290,428人



（出典）：平成27年度人口動態統計（速報値）

新たなニーズ

【今後のがん対策の方向性について】（平成27年6月 がん対策推進協議会）

- ・ライフステージごとに異なった身体的問題、精神心理的問題、社会的問題が生じていることから、AYA（Adolescent and Young Adult）世代（思春期世代と若年成人世代）や高齢者のがん対策等、他の世代も含めた「ライフステージに応じたがん対策」として、対策を講じていく必要。

【がん対策加速化プラン】（平成27年12月総理発言を基に厚労省まとめ）

- ・今後、アカデミアや企業と協力してゲノム医療の実用化に向けた取組を加速させていく必要。
- ・希少がん医療に関する医師や医療機関等の情報が不足していることや、病理診断が難しいこと、希少がんに関する臨床研究を推進するための体制が不足していること等が課題として指摘。

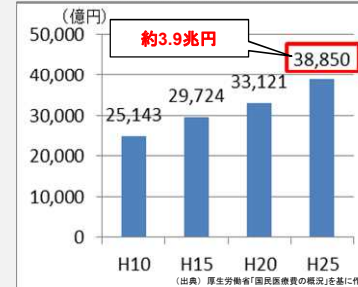
【緩和ケア推進検討会報告書】（平成28年4月 緩和ケア推進検討会）

- ・がん看護領域の専門・認定看護師等の確保が必要。
- ・緩和医療に関する大学講座が少なく、卒前教育は不十分な状況。
- ・医学生、臨床研修医、看護学生、薬学生等への緩和ケアに関する教育・研修を推進する必要。

「がん対策推進基本計画」（平成24年6月 閣議決定）

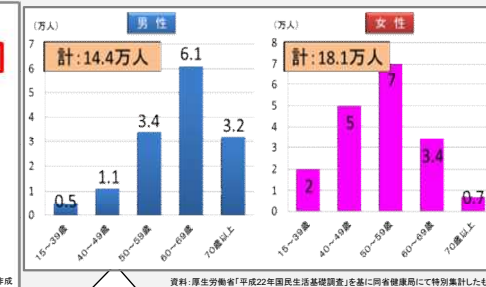
・緩和ケアは精神心理的、社会的苦痛を含めた全人的な対応が必要であり、その対象者は、患者のみならず、その家族や遺族も含まれている。

【がん治療に係る医科診療医療費】



（出典）厚生労働省「国民医療費の概況」を基に作成

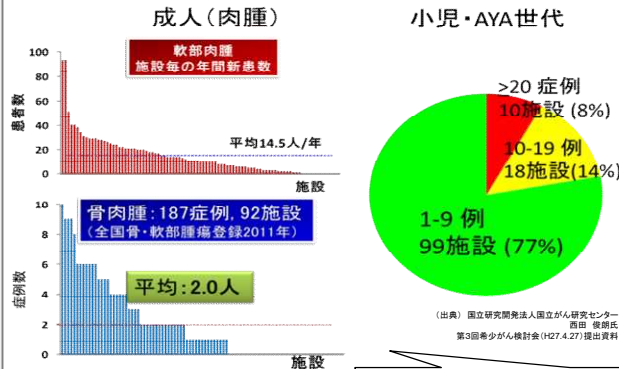
【仕事をしながら悪性新生物で通院している者】



資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

がん治療のため、仕事をしながら通院している者は32.5万人いる。

本邦の専門病院での希少がん診療状況



希少がん及び小児がんは1施設当たりの症例が少ない。

対応策

【取組・期待される成果】

これまでに構築された「がん医療人材養成拠点」における人材養成機能を活用し、以下の取組を実施。

○高度がん医療人材の養成

ゲノム医療従事者の養成

- ・標準医療に分子生物学の成果が取り入れられることによるオーダーメイド医療への対応。
- ・ゲノム解析の推進による高額な免疫チェックポイント阻害薬、分子標的薬の効果的な使用による医療費コストの軽減。

希少がん及び小児がんに対応できる医療人材の養成

- ・希少がん及び小児がんについて、患者が安心して適切な医療・支援を受けられるような治療法を組み合わせた集学的医療を提供できる医療チームの育成。

○ライフステージに応じたがん対策を推進する人材の養成

- ・ライフステージによって異なる精神的苦痛、身体的苦痛、社会的苦痛といった全人的苦痛（トータルペイン）を和らげるため、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士（ソーシャルワーカー）等のチームによる患者中心の医療を推進し、患者の社会復帰等を支援。

（取組イメージ）

